

| | |
|------------|--|
| 氏名 | 岩 寄 大 悟 |
| 学位の専攻分野の名称 | 博士（神学） |
| 学位記番号 | 甲神第10号（文部科学省への報告番号甲第543号） |
| 学位授与の要件 | 学位規則第4条第1項該当 |
| 学位授与年月日 | 2015年2月25日 |
| 学位論文題目 | 問い続ける物語 —創世記22章の文学的機能と読みの諸問題— |
| 論文審査委員 | （主査）教授 水野 隆 一 （副査）教授 神田 健 次 月本 昭 男（上智大学教授） |

論文内容の要旨

請求論文は、創世記の中でも特に多くの解釈がなされてきた22章1－19節の物語について、ヘブライ語聖書の文芸批評的研究の諸立場のうち、テキスト論と読者論の見地から検討を行うものである。

全体は序論、二部から成る本論、ならびに、結論から構成されている。

序論は3節からなり、まずこれまでの先行研究を網羅的に、特に戦後の日本人によるものに注意を払って概観している。次に、研究として特に重要なフォン・ラート、ヴェスターマン、関根清三、水野隆一の諸研究について検討を行ない、それぞれの問題点を提示し、それらを踏まえて請求論文の課題を示している。さらに、文芸批評の方法と用語について簡潔に述べ、最後に請求論文の構成について記述する。

本論は、二部から構成されており、第一部はテキスト論、第二部は読者論の見地から議論を展開している。第一部は14の章から成っている。

第1章では、創世記22章の区分について論じている。まず、物語の区分、文学単位についての先行研究を概観し、その問題点を指摘した後、時間の経過と場所の変化を示す表現および登場人物の増減という、場面を区切る2つの基準を示して、この基準に基づき、創世記22章を11の場面に区分する。そして、続く第2章から第12章において、こうして区分した場面について先行研究の概観、語義の検討を行い、各場面が持つ文学的機能について議論を行っている。

その際、請求論文が留意するのは、解釈を1つのものに固定せず、できるだけ複数の読みを提示することであり、その結果、創世記22章の物語が多義的なものとして、神や使いなどの神的存在、アブラハムなどの登場人物や、それぞれの言動の意味について、また、語り手による語りについても、様々な読み方が可能であることを示している。そして、それらの読みがアブラハム物語や五書、さらには、ヘブライ語聖書全体を読み直させる機能を有していることを、各所で論じている。

第13章では、物語全体における神的存在の文学的機能について論じ、創世記22章における神的存在の差異によって、物語における神の意思とは何かを疑わせ、登場人物のいずれを信頼すれば良いのかという問いを生じさせることを示している。

第14章は、第一部の議論を要約した後、第二部で論じるべき課題について提示している。

第二部は3つの章から構成されている。

第15章では、これまでの日本の研究者による創世記22章の解釈をめぐって、キリスト教信仰に基づく解釈

と、歴史的批判的研究に基づく解釈とを対比し、その結果、邦語でなされたこれまでの学問的・批判的解釈の諸研究がキリスト教信仰に基づく読みと多くの要素で共通していることを論じる。

第16章では、ここまで請求論文が扱ってこなかった、神的存在の信頼性、「試み」の内容といった問題について扱っている。さらに、「人身犠牲を要求するような存在は神ではない」というカントの見解を引用して、創世記22章における神認識について考察している。カントの問いは、現代の読者にとって「神」がいかなる存在であり、創世記22章のテキスト、さらにはヘブライ語聖書そのものをどのような価値観・判断基準をもって読むのか読者に問う、今日も有効なものであることが論じられる。

第17章では、これまでの各章の議論を踏まえて、創世記22章が有する諸特徴について提示している。とくに、創世記22章には「ぐらつき」や「違和感」、「ほころび」、「不協和音」が見られ、それによって、ヘブライ語聖書が有すると考えられている神観、神学、思想が脱構築されると主張する。

結論は3節からなっており、まず請求論文各所で展開されてきた議論について簡潔に示し、続いて請求論文の特徴、学問的意義、独自性について記述し、最後に今後の課題と展望が述べられる。

論文審査結果の要旨

請求論文は、創世記22章をテキストに則して精密に読むという、文芸批評的な立場が明瞭であり、そのような読みの結果、対象となるテキストがどのように読まれるのかという課題を追究している。その際、様々な研究と解釈が行われてきたこのテキストに関する先行研究、ことに日本における研究が十分に涉猟されて、対話と批判が行われている。

歴史的批判的研究や哲学的解釈、また、ヘブライ語聖書を聖典とする信仰、ことにキリスト教信仰に基づく読みなどにも十分な注意を払いつつ、文芸批評による読みを一貫して行っている。また、これまでは混在しがちであったテキスト論と読者論を分けるという、独自の議論の仕方を取っている。

論文構成は、対象とする物語を、節を追って逐次検討するという、聖書学において古典的とも言える方法によっており、その論理展開には説得力があり、文章表現は適切であるといえる。また、引用等は適切に行われており、学術論文としての体裁が整っている。

精密なコンコルダンス・ワークを行うことにより語義を明らかにしようとするのみならず、その語が、ヘブライ語聖書のどこに、どのように用いられているかを検討して、創世記22章の物語が、ヘブライ語聖書全体の中にどのように連関を有しているかを示している。その結果、間テクスト的な読みが可能となり、一般にヘブライ語聖書ではこう考えられているとされる意見が創世記22章の物語によって脱構築されるという、従来の研究にない独自の見解を提示する。ことに、ヤハウエと異教の神々の差異がなくなるとする見解や、申命記的神学も読み直しを迫られるとする主張は他には見られず、日本におけるヘブライ語聖書学に貢献するものとなっている。

ただ、口頭試問でも指摘されたように、文芸批評において、また、請求論文において用いられる用語や表現が、一般的でなかったり、あるいは、曖昧であったりする場合も見受けられたので、この点については、さらに分析の方法を検討する必要があるだろう。

また、請求論文では一部言及はされているものの、この物語が、アブラハム物語、五書、さらにはヘブライ語聖書全体において、どのような位置づけであるのかも、さらに踏み込んだ議論が必要であったと判断される。

とくに、これまでの聖書学において中心的であった歴史的批判的研究、また、それに基づいて、さらに哲学的、神学的考察を行う解釈について、文芸批評的立場からの一方的な批判が目立つ。文芸批評がそれらの「抑止」となるだけでなく、それらの解釈との対話の中で文芸批評に基づく解釈もさらに磨かれ、説得力あるも

のなるべきであるとの指摘もなされた。とくに、今日、歴史的批判的研究が文芸批評の成果も取り入れつつある学問的状况においては、その対話は、いっそう重要となっている。

さらに、文芸批評という方法の性格上いたしかたない部分はあるとしても、創世記22章の物語が「神とは何かを問い返さずにはおかない物語である」という結論で終わるのではなく、独自の「神学的」ないし、解釈上の見解を示すべきではなかったかとの指摘もなされた。その際、今回は自ら規制して扱わなかった、キェルケゴール『おそれとおののき』との対論は、やはり、避けられないことであると思われる。

また、これは請求論文においても今後の課題として上げられていたが、供儀論について、また、古代の生活形態に関する理解もさらに深める必要がある。

ただ、これらの点は、研究の今後の課題として上げられたもので、申請者は口頭試問において適切に回答し、課題として認識していることも示した。申請者には、今後とも研究を進め、さらに幅広い研究・解釈との対話を続けて、文芸批評によるテキストの解釈を深めるよう期待するものである。

以上のような審査の結果、審査委員会は、請求論文は神学研究科の定める博士論文審査基準を満たしており、博士学位を授与されるにふさわしいものと判断し、報告する。